第5352号	自動離脱装置（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置用）	ＴＥＢ－701	〃
第5353号	〃	ＮＹＨ－12	〃
第5354号	小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	ＴＥＢ－720	〃
第5355号	レーダー・トランスポンダー	ＴＢＲ－610	〃

○国土交通省告示第千四十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年九月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4683号	機関室局所消火装置（開放型）	株式会社カシワテック	①最低使用高さを3.0mから0.5mに変更 ②噴霧方式について、垂直方向噴霧に加え水平方向噴霧を追加

○国土交通省告示第千四十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年九月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4705号	イマーション・スーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（断熱型）	ＴＫ－007Ｓ型	高階救命器具株式会社	リフティングループ及び締め具を変更

○国土交通省告示第千四十二号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年十月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一の3中「及び独立行政法人都市再生機構」を「、独立行政法人都市再生機構及び地方共同法人日本下水道事業団」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十七年度の予算に係る補助金等から適用する。

○国土交通省告示第千四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十七年十月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

㈠　シヅニー事務所の変更

㈡　事務所の所在地の変更

変更前	90 Mount Street, North Sydney, NSW 2060, AUSTRALIA
変更後	132 Arthur Street, North Sydney, NSW 2060, AUSTRALIA

二　神戸支部相生事務所の廃止

㈠　事業所の名称の変更

名称	所在地
神戸支部相生事務所	兵庫県相生市旭三丁目2番17号

㈡　廃止年月日　平成二十七年九月三十日

○国土交通省告示第千四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十七年十月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

㈠　シヅニー事務所の変更

㈡　事務所の所在地の変更

変更前	90 Mount Street, North Sydney, NSW 2060, AUSTRALIA
変更後	132 Arthur Street, North Sydney, NSW 2060, AUSTRALIA

㈢　変更年月日　平成二十七年八月三日

○国土交通省告示第千四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の十三の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十四年八月三十一日」を「平成二十七年九月二十八日」に改め、同表の十六の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項業務区域欄中「埼玉県さいたま市、埼玉県川口市、埼玉県東松山市、埼玉県川越市、埼玉県所沢市、埼玉県春日部市、埼玉県狭山市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県吉川市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県入間郡三芳町、埼玉県北葛飾郡松伏町、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県浦安市」を「埼玉県、千葉県」に、「神奈川県横浜市、神奈川県川崎市」を「神奈川県」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十二年」を「平成二十七年」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十二年十月三日」を「指定をした日」に改める。